

佐世保市レッドリストを改定しました！



「ダイサギソウ」
絶滅の危険性が最も高い「絶滅危惧ⅠA類」に指定されている

市内に分布し、絶滅の恐れがある野生生物種を取りまとめた「佐世保市レッドリスト」。本市ではこのたび、市全域の最新の状況に基づき、掲載種やカテゴリーの見直しを行い、「2013年改訂版」を作成しました。市ホームページで閲覧できますので、どうぞご覧ください。

野生生物の絶滅の原因の一つには、開発行為や乱獲など人間の活動による影響が考えられます。豊かな自然を守り、後世に伝えるため、野生生物の保護と生育環境の保全にご協力をお願いします。開発に伴う環境配慮など、詳しくはお尋ねください。

環境保全課 ☎26-1787

市政懇談会「おじゃましま〜す！市長です」

市長と住民の皆さんが、地域の課題について話し合う市政懇談会「おじゃましま〜す！市長です」。昨年度は12地区で開催し、参加していただいた多くの皆さんから貴重な意見を伺うことができました。本年度も15地域で開催しますので、どうぞご参加ください。



開催日	会場
7月22日(月)	愛宕地区公民館
8月7日(水)	西地区公民館

※時間はいずれも14時～16時です。
今後の予定は本紙などで随時お知らせします。
市民生活課 ☎24-1111

子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診の無料クーポン券を送付

がんは早期発見・早期治療で治る確率が高くなると言われています。本市では、市民の皆さんにがん検診を受診していただくため、一定の年齢の人を対象として、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の「無料クーポン券」と「検診手帳」を、対象者のご自宅に送付する取り組みを毎年実施しています。本年度は次のとおり実施しますので、ご自身の健康のため、ぜひ活用してください。

クーポン券・検診手帳の発送時期

7月中旬以降

クーポン券の有効期間

来年3月31日⑧まで

対象者

ことし4月20日現在で本市に住居票があり、表1・2の生年月日、年齢に該当する女性(大腸がんは男性も)

※4月21日以降に本市に転入した人で、表1・2の年齢要件に該当する人は、無料検診の対象になりますので、健康づくり課にご連絡ください。

※4月21日以降に市外に転出した人は本市の検診の対象になりませんので、転出先の市町村窓口で新しい無料クーポン券を受け取ってください。

表1 子宮頸がん無料検診の対象者

生年月日	対象年齢
平成 4年4月2日～平成 5年4月1日	20歳
昭和62年4月2日～昭和63年4月1日	25歳
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	30歳
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	35歳
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	40歳

表2 乳がん、大腸がん(男女)無料検診の対象者

生年月日	対象年齢
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	40歳
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	45歳
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	50歳
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	55歳
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	60歳

健康づくり課 ☎24-1111

佐世保市空き家等の適正管理に関する条例を施行しました

近年、本市において、適正な管理が行われていない空き家が増加しており、これらの老朽化が進んだ場合、倒壊などが生じ、第三者の生命や財産に被害を及ぼす恐れがあることが指摘されています。こうしたことを受け、本市では、空き家等の所有者に対して、自主的な維持管理を促すとともに、危険な状態となった空き家等の所有者に対して是正を求め、改善を促進するための条例を施行しました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

名称 佐世保市空き家等の適正管理に関する条例
施行期日 7月1日⑧
内容 市と所有者等の責務を明確にし、立ち入り検査に関する権限や管理義務の規定などを定め、危険な状態である空き家等の所有者等に対する助言または指導、勧告、命令、所有者の氏名の公表などについて規定するもの

建築指導課 ☎24-1111

佐世保市国際交流促進補助金申請団体の募集

海外姉妹都市等の市民と、文化・芸術・スポーツなどを通して活発に交流し、国際理解の促進や地域活性化に貢献する国際交流団体を募集します。

対象団体 自主的に活動し、不特定かつ多くの人の利益増進に貢献することを目的に国際交流活動を行う非営利団体

対象事業 ●受け入れ事業＝海外姉妹都市等からの訪問団と市内で交流するもの
●派遣事業＝海外姉妹都市等を訪問し、現地で交流をするもの
※平成25年度内に実施し、海外姉妹都市等と交流する事業。

補助金額 最大250万円
※補助対象経費の3分の1以内で、参加者数に応じて限度額を設定します。
※年度内で、1団体につき1事業(1回)について補助します。

申込方法 申請書等に必要事項を記入し、国際政策課へ
申込締切 7月31日⑧

国際政策課 ☎24-1111

休日・夜間の救急医療体制のご案内

休日・夜間の救急医療は、症状に応じた体制をとっています。本当に救急医療が必要な患者さんが、速やかに治療を受けることができるよう、皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

軽症の人は市立急病診療所へ
市立急病診療所(中央保健福祉センター1階) ☎25-3352

診療日	診療科目	診療時間
月～土曜	内科、小児科	20時～23時
日曜・祝日、年末年始	内科、外科、小児科	10時～18時

※15分前までに受け付けを済ませてください。
重症の人は当番病院へ
市内11の病院が輪番制で診療を行っています。

診療科目	病院名
内科、外科	総合病院、中央病院、共済病院 労災病院、杏林病院、三川内病院
外科	福田外科病院、俵町浜野病院
内科	久保内科病院、京町内科病院、千住病院

※事前に電話で連絡してください。
※その日の当番病院は☎23-8199にお尋ねください。

医療政策課 ☎24-1111

佐世保共済病院で特定の日曜日(夜間)の内科診療を試験的に実施します

佐世保共済病院では、市立急病診療所が閉まっている日曜の夜間、比較的軽症な人を対象とする内科診療を、7月から試験的にを行います。事前に診療が可能かどうか電話でお問い合わせの上、受診してください。

毎月の診療日・診療時間は広報させばや市ホームページに掲載します。

7月の診療日 7日⑧、14日⑧、21日⑧、28日⑧
診療時間 18時30分～翌朝6時(受け付け5時30分まで)
※入院が必要な場合は、他の二次輪番病院を紹介することがあります。

※診療費は預かり金をいただき、後日精算します。休日・夜間の加算が生じるため、平日昼間の診療より高額になります。

※受診するときは保険証、福祉医療受給者証、お薬手帳など必要なものを持参してください。

※年末年始やインフルエンザ流行時などは、待ち時間が長くなる場合があります。体調がすぐれないときは、早めにかかりつけ医療機関を受診しましょう。

佐世保共済病院 ☎22-5136

夏のイベント情報

岐阜県美術館蔵

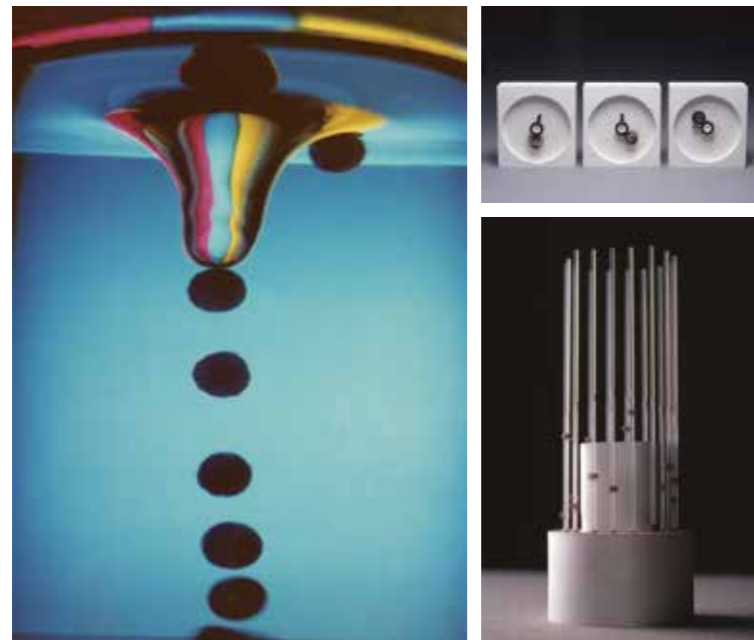
コレなんだ? 佐藤慶次郎のつくった不思議なモノたち

岐阜県美術館が所蔵する佐藤慶次郎の軸や磁気の振動による作品を、神秘的で不思議なパフォーマンスにより紹介します。

時 7月13日④～8月17日④10時～18時
(入館は17時30分まで、火曜は休館)

場 島瀬美術センター

料 一般=500円、大学・高校生=200円、中学生以下・70歳以上・障害者手帳を持っている人=無料



(左)ヴォータックス パフォーマンス 1976年 (右上)タイム 1974年
(右下)オテダマ 1974年

問 島瀬美術センター ☎22-7213

海水浴場がオープン!

【白浜海水浴場】

時 7月13日④～8月20日④9時～17時
※土・日曜、祝日は18時まで。

料 中学生以上400円、3歳～小学生250円

問 白浜海水浴場運営委員会 ☎28-5771

【大浜海水浴場】(宇久町平)

時 7月13日④～8月20日④9時～17時

料 無料(コインシャワー 1回100円)

問 宇久行政センター ☎0959-57-3113

【鹿町海洋スポーツ基地】

時 7月10日④～8月31日④9時～17時

料 無料

問 鹿町海洋スポーツ基地 ☎73-2050

佐世保市少年の主張大会



市内29中学校を代表する中学生による弁論大会です。

時 7月13日④12時～16時20分

場 コミュニティセンター(光月町)

問 社会教育課 ☎24-1111



新しくなった「水の王国」

イメージ

問 ハウステンボス総合案内ナビダイヤル ☎0570-064-110

この夏、ハウステンボスは新しいアトラクションなどが盛りだくさん!
水の王国では、高さ最大8mの3台の「ウォータースライダー」や、直径20mの2つの「ちゃぶちゃぶプール」が新登場。アドベンチャーパークでは、「メルヘン不思議の森」が新たに誕生し、スリラーシテイでは恐怖のアトラクション「監禁病棟」がオープンします。
夜には「新・夏の光の王国」を開催し、街が光に包まれ、幻想的な雰囲気を楽しめるハウステンボス。子どもから大人まで、一日中楽しめますので、どうぞご来場ください。

ハウステンボス水と冒険の王国

7月13日④～9月1日④

夏場の節電にご協力ください!

電力の安定供給について、九州電力では今夏、必要最低限の供給量を確保できるとの見込みを示しています。しかし、予測できない需要の増加や電力供給設備のトラブルなどにより、厳しい需給状況になることも想定しており、九州各県の皆さんがこれまで取り組んできた節電を今夏も継続していただくよう呼び掛けを行っています。市民の皆さんには、現在定着している節電の取り組みを、生活や健康、経済活動などに支障がない範囲で、可能な限り行っていただきますようお願いいたします。

節電期間・時間

7月1日④～9月30日④の平日 9時～20時
(8月13日④～15日④のお盆期間を除く)

※エアコンの控え過ぎが原因で体調不良になったり、屋内で熱中症にかかったりする恐れがありますので、無理のない範囲でご協力いただきますようお願いいたします。

家庭でできる節電メニュー

- エアコン**
 - 室温28度を心掛ける
 - すだれなどで日差しを和らげる
 - 無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する
- 照明**
 - 日中は不要な照明を消す
- 冷蔵庫**
 - 設定を「強」から「中」に変える
 - 扉を開ける時間を減らす
 - 食品を詰め込み過ぎない
- テレビ**
 - 省エネモードに設定する
- 炊飯器**
 - 早朝に1日分まとめて炊き、冷蔵庫や冷凍庫で保管する

問 環境政策課 ☎31-6520

離職して就職活動をする人に住宅支援給付を支給

国の住宅支援給付事業により、離職者で就労能力と就労意欲がある人のうち、住宅を喪失したか、喪失する恐れのある人に住宅支援給付を支給しています。

支給限度額(月額)

単身世帯⇒2万9000円、複数世帯⇒3万7600円

支給期間

原則として3カ月間 ※条件によっては3カ月の延長、さらに一定の条件により再延長が可能。

支給対象

次の全てに該当する人

- 申請時に離職して2年以内の65歳未満の人
- 離職前に主たる生計維持者であった人(離婚などにより、申請時に主たる生計維持者となっている人も含む)
- 就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申し込みを行う人
- 住宅を喪失したか喪失する恐れのある人

※申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれもが、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。

- 申請日の属する月における申請者および申請者と生計を同じくする同居の親族の収入の合計額が、次に定める収入基準額であること
 - ・単身世帯⇒8万4000円に家賃額を加算した額未満(家賃の限度額=2万9000円)
 - ・2人世帯⇒17万2000円以内
 - ・3人以上世帯⇒17万2000円に家賃額を加算した額未満(家賃の限度額=3万7600円)
- 生計を同じくする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下の人
- 国や地方自治体を実施する住宅喪失離職者支援のための貸し付けや給付を受けていない人
- 申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと

問 生活福祉課 ☎24-1111